

健保険第 2348 号

令和 6 年 12 月 24 日

「国民健康保険特定健康診査・特定保健指導勸奨業務委託」に関する
質問書への回答について

健康福祉局生活福祉部保険年金課長

質問書によりご質問いただいた内容について、次のとおり回答します。

国民健康保険特定健康診査・特定保健指導勸奨業務委託 質問と回答

NO	質問箇所	質問	回答
1	業務説明資料 5 業務概要 業務説明資料 (2)データ分析業務	イ 分析データの作成・集計において、「委託者が別途指定する項目について集計・分析を行う。」と記載されていますが参考までにその指定項目（項目数や集計・分析内容）について、ご教示いただくことは可能でしょうか。	受診歴、利用歴、健診データ、国保加入歴、生活習慣病受診歴等の指標から、契約締結後にお示しします。また、指標の元となるデータは「6 貸与予定データ」に記載のデータとし、必要に応じ提供します。
2	業務説明資料 5 業務概要 (2)データ分析業務	エ 勸奨対象者の特定業務において、「通知による介入効果が高いと期待される対象者の優先順等を別途、分析し提案すること。」と記載がございしますが、優先順等の分析は前段の「勸奨対象者の特定」とは別に、人工知能等を用いて、通知による介入効果が高いと期待される対象者の優先順等を明確にお示しする必要があるという理解でよろしいでしょうか。	発送時期や件数等の勸奨事業設計の制約の中で、介入効果が高いと期待される対象者に対し効果的な勸奨を行うため、優先順等の分析及び提案を求めています。抽出方法等はご提案いただき、協議のうえ決定します。
3	業務説明資料 5 業務概要 (3)特定健康診査受診勸奨業務	ケ はがきの差し出し・梱包方法等 「指定の郵便局」についてどこの郵便局になりますでしょうか。	件数が多く見込まれることから郵便局と協議の上で決定しますので、お示しできません。
4	業務説明資料 5 業務概要 (5)特定保健指導利用勸奨業務（電話）	オ 勸奨方法 令和7年8月に不通であった方に9月に架電とのことですが、こちらについての報告書はご不要ということでもよろしいでしょうか。もしくは8月分の報告書は9月の再架電後の報告ででしょうか。 また、9月の再架電については8月発信分のカウントは0として最大3回発信でよろしいでしょうか（8月に3回発信している場合、9月にも3回で合計6回架電になります。）。こちらの認識としては、令和7年8月架電対象の方で、8月中に架電完了しなかった方は、9月に架電することという意味と捉えたのですが、いかがですか。	令和7年9月の架電については、令和7年8月架電対象で8月中に架電完了しなかった者に対し実施する予定です。そのため、9月の再架電については8月と合わせて最大3回の架電をしていただきます。具体的な架電記録の提出時期等については、協議の上で決定しますが、最大3回の架電をしたことが確認できるよう、9月の架電記録もご提出いただく予定です。8月に架電がすべて完了した場合は9月の架電記録の提出は不要です。
5	業務説明資料 5 業務概要 (6)勸奨結果の分析・報告	「報告書に記載する結果は、勸奨における介入研究等で論文を公表している研究者（公衆衛生修士・博士）による示唆を踏まえたものとする。」と記載がございしますが、報告書が研究者による示唆を踏まえていることをお示しするために、貴市の必要に応じて研究者の在籍証明及び資格証明を提出する必要があるという理解でよろしいでしょうか。また、研究者は社内在籍していることが望ましいという理解でよろしいでしょうか。	証明に関する質問はお見込みのとおりです。研究者の社内在籍の有無については問いません。
6	業務説明資料 5 業務概要 (7)先進事例の調査及び勸奨方法の提案	先進事例とは一般的に「社会保障、社会資本整備、地方行財政等分野での行政上の課題に対して、従前とは異なった、新たな手法の導入や大幅な見直しなどによって改善、解決を図る取組例」と理解しております。これを踏まえますと、単なる新しい視点の共有ではなく、先進事例を根拠に、貴市で成果が期待でき、実現可能な事業提案を行う、という理解でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。「従前とは異なった、新たな手法の導入や大幅な見直し」だけでなく、既存事業に先進的な内容を拡充するような事例も該当します。なお、最終的な実現可否は、協議の上で決定します。
7	業務説明資料 5 業務概要 (7)先進事例の調査及び勸奨方法の提案	「他自治体等の先進事例等を調査し、委託者に報告し、～」と記載がございしますが、区役所窓口用の受診勸奨資料を提案の一例として記載していることから、受託者が受託している自治体のうち、政令市の事例を調査し、報告することが望ましいという理解でよろしいでしょうか。	事例調査の対象について、自治体の規模や受託の有無等の指定はありません。
8	業務説明資料 5 業務概要	令和5年度の特健健診受診率及び特定保健指導終了率について、貴市で把握している値をご教示いただけますでしょうか。 また、令和3年度～令和5年度の特健保健指導利用率についても併せてご教示いただけますと幸いです。	○特定健康診査受診率（法定報告値） 令和5年度：28.1% ○特定保健指導終了率（法定報告値） 令和5年度：9.1% ○特定保健指導利用率（法定報告値） 令和3年度：9.2% 令和4年度：9.5% 令和5年度：10.5%
9	提案書評価基準 6 業務実績	評価事項として、「当該事業又は類似事業において、他医療保険者等からの受託実績の有無。」と記載がございしますが、事業実施の観点から政令市の受託実績があることは評価事由となる理解でよろしいでしょうか。また、実績の証明のため、貴市の必要に応じて契約書の写しを別途提出することがある理解でよろしいでしょうか。	評価事由の回答はできません。 要領-3の「6 応募者の業務実績」の注釈を参考に記載した内容を元に評価します。 実績の証明についてはお見込みのとおりです。
10	提案書評価基準 6 業務実績	評価事項として、「当該事業又は類似事業において、他医療保険者等からの受託実績の有無。」と記載がございしますが、安定運用の観点から、年間の発送実績や政令市での発送実績など大量の通知発送に対応できることを評価事由とする理解でよろしいでしょうか。	評価事由の回答はできません。 要領-3の「6 応募者の業務実績」の注釈を参考に記載した内容を元に評価します。

NO	質問箇所		質問	回答
11	プロポーザル参加及び提案書作成要領	6 提案書の内容	要領3の「2 業務実施体制」において、予定担当者を記載することとなっておりますが、一部、再委託業務は決定しているが、再委託先業者は事業実施の際に最終確定するものがございます。この場合、現時点で未確定の再委託先業者は「担当予定の分担業務内容」のみを記載し、そのほかの項目は空白で提出することによってよろしいでしょうか。	原則、記載された内容をもとに、提案内容を適切に実施し得る実施体制があるかどうかを評価しますので、現時点での調整担当者や実績等を元に可能な限り記載してください。
12	プロポーザル参加及び提案書作成要領	6 提案書の内容	要領3の「6 応募者の業務実績」において、業務経歴等は令和2年度～令和6年度と期間指定いただいておりますが、令和2年度は新型コロナウイルス感染症の拡大を受けて特定健診が中止になり、令和3年度に再開した自治体も多く存在し、そのような自治体は令和2年度～令和3年度の受診率が上昇した傾向にありました。このことから、該当期間の受診率向上は新型コロナウイルス感染症の拡大という外部環境の影響が大きいと推測されるため、令和2年度～令和3年度の受診率向上実績だけをもって評価事由としない認識でよろしいでしょうか。	評価事由の回答はできません。あくまで、要領-3の「6 応募者の業務実績」注釈により記載された内容にもとづいて評価します。
13	プロポーザル参加及び提案書作成要領	6 提案書の内容	要領3の「6 応募者の業務実績」において、「行の追加可」と記載がありますが、行追加の上限はございますでしょうか。（現時点では優先順位を付けて10～20件程度の記載を予定しております）	10件程度にしてください。
14	プロポーザル参加及び提案書作成要領	6 提案書の内容	(4)エにて、「表紙の提案書（様式5）及び会社概要（要領-3）を除き、一切社名の記載を行わない」と記載がございますが、提案書の「業務実施体制」や「企業としての取り組み」において個人名（代表名）を記載することは差支えない理解でよろしいでしょうか。また、提案書の開示に係る意向申出書（要領-5）の連絡先担当者と要領-3の「個人情報の管理等」にて添付する書類は社名等の記載をしても差支えないと理解してよろしいでしょうか。	いずれもお見込みのとおりです。
15	プロポーザル参加及び提案書作成要領	6 提案書の内容	提案書の提出にあたっては、社印や個人印の押印は不要と理解してよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
16	プロポーザル参加及び提案書作成要領	6 提案書の内容	提案書の内容に付随する資料については、A4版両面印刷で10枚まで可能との記載がございますが、資料の見やすさを担保したうえで、1ページに2スライドを印刷する2upによる対応は可能でしょうか。	A 4 版両面印刷で10枚までであれば、問題ありません。
17	プロポーザル参加及び提案書作成要領	6 提案書の内容	(1) 提案書とは別に、提案書の内容に付随する資料を追加する場合は、A4 版両面印刷で10 枚まで可能とします。 この場合、表紙や目次も含めて10 枚となりますでしょうか。	お見込みのとおり追加資料は10 枚です。
18	プロポーザル参加及び提案書作成要領	9 プロポーザルに関するヒアリング	ヒアリング当日の使用可能機材（プロジェクターやスクリーンなど）、説明時間についての詳細は、別途日時等のお知らせ時にご連絡いただける理解でよろしいでしょうか。	プロジェクター（HDMI端子）は本市で用意できますが、接続や、映写の確認等は提案者の責任において実施してください。ノートパソコン等の投影用機材の持ち込みは可能です。ヒアリングの日時・説明時間については、お見込みのとおり別途お知らせします。
19	プロポーザル参加及び提案書作成要領	9 プロポーザルに関するヒアリング	ヒアリング当日の説明資料については、提案書の内容に付随する資料を用いてよろしいでしょうか。	事前に提出された付随資料を含む提案書を用いて説明いただきます。なお、一切の追加資料（提出された提案書に関連する補足資料等）は認めません。